

第1回薩摩川内市行政改革推進委員会

日 時 平成25年5月13日（月）

14:50～16:30（予定）

場 所 本庁6階 604会議室

〈 会 次 第 〉

1 開 会

2 会長及び副会長の選出

3 諮 問

4 報告・協議

（1） これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】

（2） 第5期行政改革推進委員会の内容及びスケジュールについて【協議】

（3） 会議の公開・非公開について【協議】

5 その他

6 閉 会

■ 配布資料

・会次第(本紙)

・参考資料1

・参考資料2（平成25年4月1日第617回午さん会（川内商工会議所主催）資料）

会長及び副会長の選出

薩摩川内市行政改革推進委員会規則第 4 条の規定に基づき、会長及び副会長を各 1 名、委員の互選により選出する必要がある。(7 頁別紙①参照)

区分	委員名
会 長	
副会長	

(1) これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】

行政改革推進委員会は、「市長の諮問に応じて、本市が行う行政改革の推進及びこれに関連する事項を調査・審議する事務」を担当する市の附属機関として、平成16年度（合併初年度）に設置している。

ア 第1期

- (ア) 委員 12名
- (イ) 任期・開催状況 平成17年1月12日～平成19年1月11日：16回開催
- (ウ) 主な活動成果（※は委員会の答申・提言を踏まえた取組）
 - ・薩摩川内市市政改革大綱の素案について（答申）【平成17年2月15日】
⇒※市政改革大綱の策定
 - ・市政改革の中核となる補助金システムの提言【平成17年10月25日】
⇒※補助金等基本条例の制定、補助金制度の見直し、提案公募型補助金制度の創設
 - ・市政の望ましいスタンスと広報体制のあり方についての提言【平成19年1月9日】

イ 第2期

- (ア) 委員 9名
- (イ) 任期・開催状況 平成19年4月1日～平成21年3月31日：18回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・支所のあり方について（中間報告）【平成20年3月12日】
 - ・さらなる「市民が主役となる市政」推進として新センターを設置する提言
【平成20年8月8日】

ウ 第3期

- (ア) 委員 12名
- (イ) 任期・開催状況 平成21年4月1日～平成23年3月31日：17回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・薩摩川内市市政改革大綱（第2次）の素案について（答申）
【平成21年10月30日】
⇒※ 市政改革大綱（第2次）の策定

エ 第4期

- (ア) 委員 15名
- (イ) 任期・開催状況 平成23年4月1日～平成25年3月31日：23回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・事務事業外部評価結果について（答申）【平成23年10月31日】
 - ・事務事業外部評価結果について（答申）【平成24年 9月26日】
 - ・薩摩川内市組織機構再編方針（案）に関する協議

(2) 第5期行政改革推進委員会の審議内容及びスケジュールについて【協議】

ア 事務事業外部評価の経緯について

- ・ 市長からの諮問を受け、平成23年度には62事務事業、平成24年度は24事務事業の評価を行った。
- ・ また、平成23年度実施した「補助金等評価事業（財政課所管）」の評価の際、「平成23年度から事務事業の外部評価を開始したことから、今後の方向性としては、補助金等の評価についても事務事業評価において実施することを検討すべき」との意見集約がなされた。
- ・ これを受け財政課及び行政改革推進課の両課において、事務事業評価と補助金等評価を一元化するための調整・準備作業を進めてきた。

イ 補助金等評価の経緯について

- ・ 平成18年度の補助金等基本条例施行により、補助金等に関する基本原則が明示されるとともに、平成19年度以降の補助金については外部の意見を聴取したうえで補助金等の見直しを行うことが義務化された。
- ・ 平成19年度から補助金等評価委員会（事務局：財政課）が設置され、平成24年度まで補助金等評価を実施してきた。

年 度	19	20	21	22	23	24	合 計
評価件数	58件	61件	152件	66件	67件	165件	569件

- ・ 事務事業評価と補助金等評価を一元化するため、平成25年4月付けで条例改正を行った。（条例改正の内容は以下のとおり）

薩摩川内市補助金等基本条例新旧対照表

改正後	改正前
(・・・略・・・)	(・・・略・・・)
(補助金等の見直し)	(補助金等の見直し)
第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。	第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。
2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、 <u>薩摩川内市行政改革委員会</u> の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。	2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、 <u>薩摩川内市補助金等評価委員会</u> の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。
(・・・略・・・)	(・・・略・・・)

※ 第4条の見直しの対象には、単に「〇〇補助金」といったものだけでなく、「〇〇助成金」といった「補助金」に類する給付金を含むため「補助金等」と記載している。

- 平成25年度一般会計当初予算においては247の補助金がある。(下表参照)

区 分	補助金の種類	備 考
補助金等見直しの対象の補助金	181	3年以内にすべてを見直す必要がある。
補助金等見直しの対象外の補助金	66	
債務負担行為の補助金※	13	(例) 農業近代化資金利子補給金等
法令の規定に基づく補助金	23	(例) 使用済自動車等海上輸送費補助金等
災害復旧のための補助金	4	(例) 特別災害復旧補助金等
本年度開始した補助金	24	(例) 観光物産協会運営支援事業補助金等
合計	247	

※ 「債務負担行為の補助金」とは、事業者が金融機関から資金の買入れ後、後年度において元本と利子を返済する場合に、利子の一部を補助する補助金のように、補助実施の前年度までに市が事業者（補助対象予定者）と補助の契約等を行っている補助金をいう。

ウ 事務事業と補助金等の関係について

- 市では総合計画に基づき、別紙②（8頁）のとおり8の施策の基本方針（政策）及びこれに基づく41の施策により事務事業を行っている。（施策はさらに127の小施策に区分）
- 施策及び事務事業は、以下のような体系となっている。

薩摩川内市総合計画			事務事業	予算額	補助金の種類
政 策	施 策	小施策			
8	41	127	676件	495億9千万円	247種類

※ 事務事業、予算額及び補助金の種類は、平成25年度一般会計当初予算ベース

エ スケジュールについて

（ア）実施日程について

	日程	内容	評価数	
			事務事業	補助金等
第1回	5月13日（月）	【 諮 問 】	—	—
		年間スケジュール等について	—	—
第2回	6月 5日（水）	模擬外部評価の実施	—	—
第3回	6月 日（木）	外部評価第1回	4	66
第4回	7月	〃 第2回	4	
第5回		〃 第3回	4	
第6回	8月	〃 第4回	4	
第7回		〃 第5回	4	
第8回	9月	〃 第6回	4	
第9回		〃 第7回	4	
第10回	10月	〃 第8回	4	
第11回		〃 第9回	4	
第12回	11月	協議：評価の取りまとめ第1回	—	—
第13回		協議：評価の取りまとめ第2回	—	—
		【 答 申 】	—	—
			36	66

(イ) 委員会の流れについて

※開始時刻は、13時30分を想定

時 刻	所要 時間	項 目			
13：30	10 分	会長あいさつ等			
13：40	45 分	外部評価 1 件目			
		作業の流れ	区分	作業内容	所要 時間
		内容の把握	事務事業	主管課・室が事務事業評価表及び補 足資料により事務事業の概要説明を行 う。	10 分
			補助金等	補助金等の予算が含まれる場合に は、補助金等評価表に基づき説明を行 う。	
		質疑・協議	事 務 事 業 及 び 補 助 金 等	委員は、主管課・室に対して質疑を 行うとともに、見直しの方向性に関す る協議を行う。	25 分
		まとめ	事務事業	委員は、協議結果を踏まえて、事務 事業の評価及び見直しの方向性につい て、取りまとめを行う。	10 分
			補助金等	補助金等に関しては、主管課・室の 見直しの方向性に対して、修正が必要 な場合のみ、「事務事業の外部評価結 果のまとめ」にコメントを行う。	
		合 計			45 分
14：25	45 分	外部評価 2 件目			
15：10	10 分	休憩			
15：20	45 分	外部評価 3 件目			
16：05	45 分	外部評価 4 件目			
16：50	10 分	まとめ			
17：00		閉 会			

(3) 会議の公開・非公開について【協議】

ア 条例等の規定状況

- ・ 薩摩川内市情報公開条例第 25 条の規定により、委員会の会議は「公開が原則」となっている。
- ・ 平成 24 年 4 月から、薩摩川内市会議の公開に関する要綱（以下、「要綱」という。）が施行され、附属機関等の会議の公開等について必要な整備がなされた。

- ・ 公開又は非公開の決定は、会長が、当該委員会に諮って行うものとし、会議の非公開を決定したときはその理由を明らかにすることになっている。
- ・ 委員会を開催するに当たっては、1 週間前までに市ホームページ等で公開する必要がある。
- ・ 委員会の公開又は非公開にかかわらず、委員会終了後速やかに、当該委員会の結果を市ホームページ等で公表する必要がある。

イ 経 緯

(ア) 行政改革推進委員会

- ・ 平成 23 年度に第 4 期委員会に事務事業外部評価を諮問した。
- ・ 委員会において、評価作業の公開又は非公開の取り扱いに関する協議が行われたが、「初めての事務事業の外部評価であること」、「公開することにより、踏み込んだ議論ができなくなることが懸念されること」から、「事務事業の評価作業は非公開」と決定された。

市ホームページに掲載した非公開の理由

事務事業の外部評価にあつては、当該事務事業に係る不特定多数の利害関係者が存在する。事務事業の手法の改善及び予算の削減又は拡充に関しての協議段階における公開は、公正な審議の妨げとなり、会議の目的を達成できない恐れが予想されるため。

なお、本委員会から薩摩川内市長への答申内容等については、公開予定である。

- ・ ただし、事務事業外部評価後の予算編成への反映状況の報告等については、事務局から委員へ報告を行う内容となっており、非公開とする理由がないため、公開により委員会を開催した。

(イ) 補助金等評価委員会

- ・ 補助期等評価委員会における補助金等評価は、平成 19 年度から実施しており開始から十分な期間を経過していることから、平成 24 年度の要綱施行を機に、公開により実施されている。

(ウ) 今年度の取扱い（案）

委員会の会議は関係条例等により基本的に公開とされている。また、平成 24 年度の補助金等評価委員会における補助金等評価は、公開されている。
今後の評価作業は「公開」の扱いとしたい。

薩摩川内市行政改革推進委員会規則

平成 16 年 10 月 12 日
規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例(平成 16 年薩摩川内市条例第 38 号)第 3 条の規定に基づき、薩摩川内市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる市内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工団体を代表する者
- (2) 農林漁業団体を代表する者
- (3) 民主的団体を代表する者
- (4) 労働関係団体を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則(平成 16 年 11 月 24 日規則第 271 号)

この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

政策		施策		小施策			
1	コミュニティを活かし地域力を育むまちづくり	1	地区コミュニティを活かした仕組みづくり	1	地区コミュニティ協議会の活動の充実		
		2	コミュニティ活動等への支援強化	2	地区振興計画に基づく事業等への支援		
				1	コミュニティ活動等への支援		
				2	コミュニティ活動における市民参画の促進		
3	事務事業の民間委託の推進						
3	コミュニティ活動環境の整備	4	コミュニティビジネスの展開の促進				
2	健康で共に支え合うまちづくり	1	保健・医療の充実	1	地区コミュニティセンター等の機能の強化		
		2	社会保障の充実	1	健康づくりの推進		
				2	医療体制の充実		
				1	国民健康保険事業の健全運営の確保		
				2	後期高齢者医療事業の健全運営の確保		
		3	介護保険事業の健全運営の確保				
		4	国民年金事業の推進				
		3	地域福祉社会の形成	1	地域福祉活動の推進		
				2	福祉施設の機能の充実		
				3	公共的施設等のユニバーサルデザイン化の推進		
		4	高齢者福祉の充実	1	高齢者の介護予防・生活支援の充実		
				2	介護者・要介護者への支援の充実		
				3	高齢者の生きがい活動に対する支援の充実		
		5	子育て支援・児童福祉の充実	1	子育て支援体制の整備及び児童福祉の充実		
		6	障害者（児）福祉の推進	1	障害者（児）福祉の充実		
				2	社会参画の促進		
		7	母子寡婦・父子福祉の充実	1	母子寡婦・父子家庭の自立の支援		
		3	地域の特色を活かした教育・文化のまちづくり	1	生涯学習の推進	1	生涯学習推進体制の構築
						2	生涯学習ネットワークの形成
						3	生涯学習関連施設の整備
2	社会教育の促進			1	社会教育活動の充実		
3	人権の尊重			1	人権に対する正しい理解と認識の促進		
4	幼児教育・学校教育等の充実			1	幼児教育の振興		
				2	学校教育の充実		
				3	学校教育施設等の整備・充実		
				4	地域特性を活かした学校教育の推進		
				5	高等教育機関等との連携・交流		
				6	国際理解教育や情報教育などの新時代への対応		
5	青少年の健全育成			1	青少年の健全育成		
6	地域文化の保存・継承			1	文化活動の推進		
				2	歴史的・文化的資源のネットワーク化		
				3	文化的施設の機能の充実及び利用の促進		
7	スポーツの振興			1	スポーツの振興		
8	交流活動の推進	1	国際交流の推進				
		2	国内・地域間交流の推進				
4	誰もが安心して快適に暮らせるまちづくり	1	防災・生活安全対策の充実	1	防災体制の強化		
				2	原子力安全対策の推進		
				3	消防・救急体制の充実		
				4	安全な市民生活の確保		
				5	交通安全・防犯対策の推進		
				6	武力攻撃事態への対応		
		2	環境対策の充実	1	自然環境の保全及び公害対策		
				2	新エネルギーの導入		
				3	環境衛生対策の充実		
				4	葬斎場・墓地環境の整備		
		3	ごみ処理の充実	1	総合的・計画的なごみ処理対策の推進		
				2	資源ごみの分別収集・リサイクル等の推進		
				3	不法投棄の防止推進		
				4	ごみ処理施設の機能の充実		
				5	最終処分場の整備		
		4	下水道・生活排水処理対策の推進	1	総合的・計画的な生活排水処理対策の推進		
				2	し尿処理施設の整備・充実		
				3	小型合併処理浄化槽の整備の促進		
				4	公共下水道等の計画的な整備及び適正な維持管理		
				5	農業・漁業集落排水施設等の整備及び適正な維持管理		
		5	安定した水・温泉利用対策の充実	1	上水道・簡易水道の計画的な整備及び維持管理		
				2	温泉施設の計画的な整備及び維持管理		
				3	産業用水供給体制の充実		

5	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	1	薩摩川内経済圏の創出	1	都市ブランドの創出・活用
				2	農商工連携による市内事業者の利用促進
				3	地産地消・食農教育の推進
		2	農業の振興	1	農業経営の強化
				2	農業公社の充実
				3	畜産振興対策の推進
				4	重点品目等の振興及び特産品の開発
				5	農村地域の振興
				6	農業・農村基盤整備の推進
		3	林業の振興	1	森林資源の確保
				2	林業経営の高度化
				3	特用林産の振興
				4	林業生産基盤の整備
		4	水産業の振興	1	安定的な水産業経営の実現
				2	つくり育てる漁業の推進
				3	水産加工の高度化
				4	漁村地域の振興
				5	漁業・漁村基盤整備の推進
		5	商工業の振興	1	商工業団体への支援の充実、市街地活性化及び地域商店街の経営基盤の強化
				2	既存企業の活性化及び新たな企業の育成・誘致の推進
				3	雇用・就業環境の充実
				4	産業拠点の整備・活用の推進
		6	観光の振興	1	観光資源の複合的な活用（地域連携型観光圏の創出）
				2	スポーツ大会や合宿・コンベンション等の誘致
				3	受入態勢等の整備
				4	温泉資源の活用と温泉街の活性化
				5	観光施設の機能の充実
6	都市力を創出するまちづくり	1	住環境の整備	1	良好な住宅の計画的な整備及び維持管理等の推進
				2	定住促進対策の推進
				3	計画的な土地区画整理事業の推進
				4	がけ地近接住宅の対策の推進
		2	公園緑地の整備	1	公園緑地の計画的な整備及び適正な維持管理の推進
				2	観光公園の整備
				3	運動公園の整備
		3	道路・交通ネットワークの整備	1	南九州西回り自動車道の早期整備の促進
				2	2環状8放射道路網の整備の促進
				3	国道3号、267号、328号の整備・充実
				4	県道の整備の促進
				5	市道の整備の推進
				6	交通サービスの強化
				7	ネットワークサインの整備
		4	市街地等の整備と拠点づくり	1	中心市街地の形成
				2	市内各地の市街地の整備
		5	河川空間の形成と利活用	1	河川の整備の推進
				2	河川等における環境の保全・整備
				3	河川の利活用の推進
		6	港湾施設の充実及び利用促進	1	定期航路の拡充
				2	港湾機能の強化
		7	情報通信基盤の整備	1	地域情報化に向けた施策の総合的な展開
				2	情報通信基盤の充実
				3	高度情報通信システムの構築
				4	人材の育成及び環境の整備
		8	土地の有効利用	1	計画的な土地利用の推進
				2	適切な土地利用規制の実施
				3	用地行政の充実
7	みんなで進める市民参画のまちづくり	1	市民参画の推進	1	市民参画の推進
				2	広聴広報の充実
		2	男女共同参画社会の形成	1	男女共同参画の視点に立った人権の尊重
				2	女性が個性と能力を発揮できる機会の提供
				3	男女共同参画社会の実現に向けた体制等の整備
8	持続可能な行財政運営の推進と政策形成能力の向上によるまちづくり	1	実効性の高い行政経営等の推進	1	実効性の高い行政経営の推進
				2	公共施設の整備・管理
		2	健全で安定的な財政運営の推進	1	持続可能な財政構造の確立

用語集

	用語	解説
	諮問	有識者または一定機関に、意見を求めること。
P 1	規定	法令の条文として定めること。また、法令の個々の条文。
P 2	附属機関	自治法第138条の4第3項に「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されている。 平成24年度末現在、薩摩川内市には18の附属機関がある。
P 2	薩摩川内市政改革大綱	簡素で効率的・効果的な行政体制と健全な財政経営基盤の確立を図り、市民と協働して改革を進めるための本市の行政改革に関する指針。平成22年度から平成26年度までの5年間を期間とした第2次の市政改革大綱を平成22年3月に策定した。(市ホームページに掲載済)
P 2	薩摩川内市組織機構再編方針(案)	平成31年度までを計画期間とした本市の組織機構のあり方を示した「組織機構再編方針」の案。平成24年度の行政改革推進委員会において、協議後、同案に対するパブリックコメントを実施した経緯がある。現在のところ、策定には至っていない
P 3	債務負担行為	「債務」とは、経費の支出義務のこと。「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。
P 4	一般会計	地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されています。一般会計は、地方公共団体の行政運営上、基本的な経費を網羅した会計である。特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、条例で設置することができる。本市には、国民健康保険事業特別会計など14の特別会計がある。
P 4	当初予算	一会計年度の年間予算として当初に成立した予算のこと。
P 4	薩摩川内市総合計画	地方自治法第2条第4項の規定に基づき、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となって、地域特性を活かしながら、新しい時代にふさわしい活力と魅力あるまちづくりに取り組むための、市政の総合的な経営指針となるもの。(市ホームページに掲載済)
P 4	施策の基本方針(政策)	特定の行政課題に対するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり
P 4	施策	上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。
P 4	小施策	
P 4	事務事業	上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの
P 4	答申	上司の問いに対して、意見を申し述べること。特に諮問機関が、諮問を受けた事項について、行政官庁に意見を具申すること。

